

おねがい

農地の転用には手続きが必要です

農地を耕作以外の用途に利用する場合には、農業委員会の農地転用許可が必要です。また、水田を埋めて畑（茶園含む）にするためには、畑地転換承認申請が必要です。事前着工や違反転用した場合には、農地に復元するよう指導および勧告がされ、罰則（懲役または罰金）が科される場合があります。

また、計画地や事業内容によって許可できない場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

▼農地転用申請書受付締切日
■毎月25日（休日の場合は、休日前の開庁日）

☎農林水産課 農地農政係

適切な農地管理

近年、荒廃農地の増加に伴い、隣地の所有者からの苦情（宮農に支障がある・虫が湧くなど）が非常に増えていきます。近隣の耕作者や住宅などに迷惑をかけないように、所有者の責任で適正な管理をお願いします。

また、作業後の刈り草・枝

葉なども、清掃センターなどへ搬入するなど、適正な処理をお願いします。

☎農林水産課 農地農政係

森林の伐採には届出が必要で

特定の森林（5条森林）を伐採する場合には、伐採する90日前までに伐採届を提出する必要がありますので、事前にご相談ください。

☎お茶特産課 特産振興係

「稲わら」の適正管理

水稲収穫後の水田に残された稲わらの流出防止対策を徹底してください。大雨などにより稲わらが流出した場合は、上流側および下流側の水田管理者が協力して片付け作業にあたってください。



漂着・堆積した稲わら

なお、本来、稲わらの処分は自己処分が原則であることから、市では一定の条件を満たした場合を除き、水田内へ漂着・堆積した稲わらの処分は実施しませんので、各自で適正な管理をしてください。

☎農林水産課 基盤整備係

農業用廃プラスチックの適正処理

農業用マルチなどは、産業廃棄物に分類され、無断で捨てたり野焼きをしたりすると産業廃棄物処理法違反となります。廃棄にあたっては、購入先や専門業者などに依頼するなどして、適切な処理をお願いします。

☎お茶特産課 特産振興係

農業危害防止運動（6月1日～8月31日）

6月から8月までは、農薬の使用が増える時期です。農薬のラベルをよく確認し、適正に使用することにより、安全・安心な農産物の生産、農薬使用者および周辺住民の安全、そして、周辺環境の保全を確保していきましょう。

☎お茶特産課 特産振興係

おしらせ

農地の貸借契約が令和7年3月末で変わります

耕作目的で農地を貸し借りする場合には、市に貸借の申し込みをしていただき、農業委員会の承認が必要です。

利用権（相対契約）と中間管理契約（中間管理機構による転貸）がありました。令和7年3月末で利用権が廃止され、中間管理契約に全て移行されます。

契約の更新時期を迎える人には通知を送りますので、更新する場合は、申込書を農林水産課に提出してください。また、これから契約を結びたい人は、農林水産課へ相談してください。

☎農林水産課 農地農政係

農地銀行を活用ください

農業従事者の高齢化や農地の相続などにより、所有者が耕作管理できなくなり、荒廃農地が増加しています。

農地の有効利用を図るために、農地銀行制度があります。農地の貸借を推進するために、利用していない農地をお持ちの人は登録をお願いします。

☎農林水産課 農地農政係

あなたも、認定農業者になりませんか

認定農業者制度は、将来の経営の姿を具体的な数値目標や行動計画にして、県や市の認定を受けることにより、関係機関がその目標や計画に対し支援していく制度です。

認定農業者になると、補助金や低利な融資、税制上の特例など、農業経営を有利に進めるためのさまざまな支援を受けることが可能となります。

また、認定農業者などの集まりである「認定農業者協議会」では、視察や研修会などで知識や技術を高めるとともに、イベントやセミナーの情報提供や出店料などに対する支援を受けることができます。

▼市内認定農業者数1171人（令和6年3月末現在）

☎お茶特産課 特産振興係



イノシシなどの有害鳥獣対策
市では、猟友会に委託して、農作物に被害を与えるイノシシなどの有害鳥獣を駆除しています。放任作物の撤去や農地周辺の環境整備などの各自の対応が重要となりますので、よろしくお願いします。

また、被害などを受けた場合は、農業者の皆さまで相談ください。

▼イノシシ捕獲実績数
令和4年度214頭、令和5年度401頭

☎お茶特産課 特産振興係

農業者年金（老後のサポート）
農業者年金制度は、農業者の老後の生活安定を図り、老後のライフプランを設計しやすい政策年金です。

加入資格は、次の3つの要件を全て満たす人で、経営主以外の家族従事者も加入できます。

①年間60日以上の農業従事者
②国民年金の第1号被保険者
③20歳以上60歳未満の人

また、支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり税制上のメリットもありますので、加入をご検討ください。

☎農林水産課 農地農政係

農業関係の補助事業一覧（抜粋）

補助事業名	内 容	要 件	補助率	補助額単価	担 当
野生鳥獣被害防除設備設置事業費補助金	農業被害を防止するために設置する柵などの購入経費を補助するもの（ワイヤーメッシュ柵や電気柵など）	①市内農地において営農し、収入を得ている農業者 ②購入前に申請書を提出	購入経費 2分の1以内	上限5万円	お茶特産課 特産振興係 ☎③2621
茶園集積推進事業	農地中間管理機構から借り受けた農地の茶樹に対して行う中切り・台切り、畝方向の統一などの改良経費へ支援するもの	農業経営を行う茶工場、茶工場の中心となる担い手（個人可） ＊認定農業者	[県] 2.5万円／10a [市] 2.5万円／10a	5万円／10a (定額)	お茶特産課 お茶振興係 ☎③2621
茶複合経営推進事業「茶＋α」	茶園から他の農作物への転換に伴う経費に対して補助するもの 【伐根により生じる茶樹の処分費用、圃場環境整備（整地、土壌改良資材）、転作作物の苗代、肥料、資材など】	①市内に住所を有する農業者、農業者で構成された団体、農地所有適格法人で40a以上耕作している者 ②5a以上の転作（作物の指定有）	定額	10万円／10a (転作初年度のみ) ＊上限30万円	お茶特産課 お茶振興係 ☎③2621
茶海外輸出等支援事業補助金	輸出に向けた残留農薬調査や有機JAS認定取得などに係る経費について補助要件に基づいて支援するもの	①市内に住所を有する農業者、農地所有適格法人、荒茶生産組織、茶商 ②国・県などの同様の補助金などの交付対象となっていないこと など	対象経費 2分の1以内	上限5万円	お茶特産課 お茶振興係 ☎③2621
荒廃農地再生・集積促進事業費補助金	景観の悪化や病虫害の発生を助長するなど、周辺農地へ悪影響を及ぼす恐れのある荒廃農地を解消するためのもの	①市の調査により指定を受けた荒廃農地 ②事業実施者が認定農業者などであること ③農振農用地（青地） ④10a当たりの事業費が10万円以上かつ総事業費200万円未満 ⑤中間管理機構を活用した貸借契約を10年以上結び	[市] 2分の1 (別に県2分の1の補助有)	10a当たりの事業費が10万円以上かつ総事業費200万円未満	農林水産課 農地農政係 ☎③2618
中山間地域等直接支払事業	景観の維持・荒廃農地の発生防止のため、傾斜地で耕作を行う集落（農業者）に対して交付するもの	①旧榛原町地区 ②平均斜度15度以上の畑	[国] 2分の1 [県] 4分の1 [市] 4分の1	要件により異なるため詳細はお問い合わせください	農林水産課 農地農政係 ☎③2618
多面的機能支払交付金事業	農地の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援するもの	地区で立ち上げた活動組織が行う農地法面の草刈り、水路の泥上げ、水路・農道・ため池などの軽微な補修、植栽による景観形成、施設の長寿命化のための活動（＊）に対して支援 ＊市で認定した事業計画に基づく	100% [国] 2分の1 [県] 4分の1 [市] 4分の1	[田] 最大9,200円／10a [畑] 最大5,080円／10a ＊取り組み内容や取り組んだ年数に応じて変動する	農林水産課 基盤整備係 ☎③2618
経営体樹園地再編整備事業	農業者が自ら行う簡易な基盤整備を県が機動的に助成・整備するもの（①畑面整備 ②畝向き修正 ③枕地・耕作道の区画拡大 ④暗渠排水 ⑤末端畑地かんがい設備）	①区画を拡大する茶園（暗渠排水、末端畑地かんがい設備は除く） ②対象園地全てを担い手が耕作すること など	[国] 定額	一般的な工事費の50%相当額を定額で助成 施工は、農業者自らが実施	志太榛原 農林事務所 農村計画課 ☎054 (644)9123

上記のほか、「強い農業づくり総合支援交付金」や「産地生産基盤パワーアップ事業」、「ChaOIプロジェクト推進事業」、「農業経営基盤整備促進事業」、「経営所得安定対策」などさまざまな補助事業があります。事業では、農産物処理加工施設（荒茶加工機械など）、集出荷貯蔵施設、防霜施設などの整備と更新、農業用機械などの導入（リース導入）、茶園の改植、基盤整備（区画整理）などができます。それぞれ条件などがありますので、事前に農林水産課またはお茶特産課へお問い合わせください。